

Title	呉忠根氏学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1984
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.57, No.7 (1984. 7) ,p.125- 130
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19840728-0125

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

吳忠根氏学位請求論文審査報告

吳忠根氏が提出した学位請求論文「朝鮮分割占領への道程―米国の政策 一九四四―四五年―」は、第二次世界大戦末期から戦争終結時にかけての米国の朝鮮政策を、ソ連との分割占領およびそこにいたるまでの過程を中心に論じたものである。

周知のように、第二次世界大戦の終結以来今日にいたるまで、朝鮮半島は、アジアにおける主要な紛争地域の一つとして国際的な注目を集めつつづけている。勿論、今日の朝鮮が抱える問題は戦争終結時のものとは著しく様相を異にしているが、それが朝鮮の分断状況をめぐるものであることに変りはない。また、そのような状況の出現は、いうまでもなく、一九四五年夏の米ソ両国による朝鮮の分割占領に端を発している。著者が論文中で言及しているように、分割占領はそのまま朝鮮の分断を意味するものではなかったが、本論文のテーマは、歴史的であると同時にすぐれて今日的なものである。

同じく第二次世界大戦の結果として生じたドイツ分割占領の場合、今日、その過程についてとくに大きな疑問点は存在しな

い。しかし、朝鮮分割占領の場合には、米国の政策決定過程を中心に不明な点が少なからず残されている。すでに多数の研究成果が発表されているにもかかわらず、近年、このテーマに関する研究がふたたび注目を集めているのは、ただ単に米国籍務省や統合参謀本部の秘密文書、戦時指導者たちの私文書などの公開に刺激されたことによるのみ起因するものではない。その意味で、吳氏提出の本論文は正に米国や日本における新しい研究動向の一翼を担うものであるということができよう。

なお、本論文は同氏による慶應義塾大学大学院法学研究科博士課程（政治学専攻）での八年有余にわたる研究の成果であり、その一部はすでに「朝鮮半島をめぐる米ソ関係―ソ連の対日参戦を中心に―」（『共産主義と国際政治』第七卷第三号、一九八二年七月）、「戦時米ソ交渉における朝鮮問題―ポツダム会談を中心に―」（本誌第五六卷第六号、一九八三年六月）、「朝鮮半島をめぐる戦時米ソ関係―米国の戦後処理計画を中心に―」（『日本国際政治学会一九八三年度春季研究大会発表』）などとして発表されている。

論文の主たる構成は以下の通りである。

まえがき

第一章 ソ連の対日参戦に関する米ソ交渉

一、一九四四年秋、モスクワの取決め

二、「朝鮮」不言及の意味

第二章 ポツダム会談における朝鮮問題

一、勧告と沈黙

二、中国問題

三、政策変更

四、バーンズ外交

第三章 ポツダム軍事会議と早期対日進駐計画

一、軍事会議

二、アントノフの「半島」進攻発言の問題点

三、早期対日進駐計画―「ブラックリスト」(BLACKLIST)

第四章 ソ連の対応

一、対日作戦準備および参戦

二、ソ連の抑制要因

第五章 米国の終戦への対応と朝鮮の分割

一、日本のポツダム宣言受諾と米国の対応

二、朝鮮半島の分割

三、分割の経緯をめぐる議論および批評

むすび

冒頭の章(まえがき)では、朝鮮分割占領の決定を分析するに際しての著者の視角が提示されている。著者は、ここで、この問題に関する従来の研究がとかく一九四五年八月の政策決定そのものにのみ焦点を当てすぎる傾向をもっており、それを米国の戦時外交および軍事戦略の全体像の中で適切に位置づけることに成功しているとはいえないこと、それらに言及する場合にも、米ソ関係の対立の側面を過度に強調し、軍事的な協調の

側面を軽視しがちであることなどを批判し、戦時米ソ関係を構成した外交と軍事の全体を不可分のものとしてとらえ、軍事的な協調の側面に注目することの重要性を強調している。換言すれば、そのような視角を設定することによって、著者は、この時期の朝鮮をめぐる既存の諸研究にみられがちな「冷戦史観」の影響からの脱却をめざしているのである。

第一章では、ソ連の対日参戦をめぐる一九四四年一〇月のモスクワ米ソ会談から翌二月のヤルタ会談までの時期の、米ソ交渉が主たる分析の対象とされている。この間に、戦争の早期終結のために極東地域におけるソ連との軍事的協調の必要性を重視しながらも、米国は対日戦におけるソ連の軍事的役割を「満州」にある日本軍の撃滅に限定し、ソ連の軍事目標から朝鮮を除外するのに成功した。これはソ連が朝鮮半島を単独で占領するような事態を避けるための措置であったが、参戦準備において米国の援助に大きく依存していたソ連もこれを了承した。他方、一九四三年一月のカイロ宣言において、朝鮮の将来の独立を約束することによって、米国は朝鮮問題にはじめて正式に関与し、翌年春以後、国務省を中心に朝鮮の戦後処理問題が検討され始めた。国務省の構想は朝鮮を暫定的軍政から信託統治の下にうつし、段階的に独立を達成させるが、その各段階に米ソ英中の四大国が共同で参加するというものであった。

第二章では、ポツダムにおけるバーンズ・トルーマン外交が論じられている。ヨーロッパの戦後処理問題を協議するポツダ

ム会談は米国にとっては、ソ連の対日参戦を確定する一方、ソ連の参戦によって影響を受けることが必至である中国、とくに満州と朝鮮の戦後の地位について、スターリンから事前の保証をとりつける好機であった。したがって、国務省およびハリマン、スティムソンらの大統領の側近は、これらの地域をソ連の勢力拡張から守るための具体的措置を講ずるよう、つよく勧告していた。しかし、バーンズ國務長官とトルーマン大統領はこれらの勧告に従わなかった。かれらは、原子爆弾の入手、日本の和平への動きの察知、そしてスターリンによる参戦時期の繰り延べなどの新しい情勢のもとで、ソ連の対日参戦が実現する前に戦争を終結させ、政治的問題に有利に対処しうる条件をつくるという方向で政策の変更を行ったのである。しかし、広島への原爆投下直後にソ連が参戦したことにより、この外交的な賭は成功しなかった。そして、その結果、中国と朝鮮は国務省や大統領の助言者が勧告した対ソ防護措置が講じられないままに終戦を迎えたのである。

第三章では、ポツダム会談中に二度にわたって開催された連合国軍事会議の内容、とくに七月二四日の会議における「半島に対して攻撃を遂行するソ連軍と協調して、米軍が朝鮮沿岸に對して作戦を行うことが可能であるか」というソ連のアントノフ將軍の発言が分析の対象とされている。従来、この発言はソ連が当時朝鮮進攻作戦を準備していた証拠として解釈されてきたが、著者は多くの関連する事実を検討した結果、ソ連が朝

鮮への進攻を意図していた可能性はきわめて少なく、同発言の趣旨はむしろ、ソ連軍の満州での行動に呼応して米軍が朝鮮半島沿岸で陽動作戦を行うことを要請するものであったとする見解を提示している。他方、この間に、対日戦の遂行方針の変更に伴い、米国は日本本土への進攻作戦からそこへの早期進駐計画へとその努力の力点を移した。こうして、八月八日までに、日本および朝鮮への早期進駐計画である「ブラックリスト」作戦第三次案が完成する。

第四章で著者は、対日参戦に伴う朝鮮北辺諸港へのソ連軍の上陸を、主作戦である満州進攻との関連で分析している。著者は、ソ連側の文献を駆使しながら、ソ連が当時沿海州方面から攻撃に出る第一極東方面軍の作戦上の困難を強く意識し、さまざまな打開策を試みたことに注目し、この方面のソ連軍は朝鮮に同時進攻を開始するだけの能力をもたず、また、事実、そのような作戦を実施しなかったと指摘している。換言すれば、ソ連軍は満州進攻作戦の成功を確認した後、海軍に對して「追加的」任務として朝鮮北辺諸港への上陸作戦を命令し、八月一二日以降、それを比較的小規模の兵力で占領したにすぎないというのである。したがって、ここでは、ソ連軍が対日参戦と同時に朝鮮半島を急速に南下したとする通説的解釈は否定される。

第五章では、朝鮮の分割占領すなわち三八度線の設定をめぐる米国の政策決定が分析されている。それはいうまでもなく、

本論文の結論的な部分である。著者はそこで、八月一〇日から一日にかけての決定がソ連軍がまだ朝鮮に進入していない段階のものであることに注意を喚起し、三八度線の設定を純粹に軍事的な便宜的措施であるとしたり、ソ連軍の朝鮮全土占領を阻止するために急遽選択されたものであるとする従来の公式的説明に疑問を投げかけ、米國政府による分割占領決定の理由をつぎのような諸点から解明する。

(一) 信託統治をはじめとして、朝鮮の戦後管理は四大國が共同で実施することを予定しており、ソ連の管理参加は必然的に予想されていたこと、(二) 日本全土、千島、大連(遼東半島) など、政治的、戰略的により重要な地域と同時に朝鮮全土を占領するだけの兵力が米國には不足していたこと、また、米國が千島を占領すれば、朝鮮におけるソ連の恣意的行動を制御する十分なテコになりうること、(三) 米國は日本本土の単独占領に加えて、戦後ソ連に帰属すべき千島をも自己占領地域に割り当てることによって生ずる、占領地域に関する対ソ不均衡を調整する必要があったこと、(四) それらの諸要因または他の政治的考慮が許す範囲内においては、軍事的便宜性が局部的に適用されたこと、などがそれである。

最後に、「むすび」では、東ヨーロッパの占領地域におけるソ連の行動に照して、北朝鮮へのソ連軍の進駐は朝鮮の前途に暗影を投げかけるものであったとはいえ、分割占領が本来ただちに朝鮮の永続的な分割を意味するものではなかったことが強

調されている。著者によれば、現在なお継続する分断状況は米ソ両軍の進駐後の東西対立と、朝鮮内部での政治的リーダーシップをめぐる抗争のなかで次第に踏み固められたものにほかならないのである。

以上概観したように、本論文は、第二次大戦末期から戦争終結時にいたるまでの米國の朝鮮政策について、独自の解釈を打出したものであり、それ故に論争的な性格を備えるものでもある。たとえば第二章で展開されている「バインズ・トルーマン外交についての評価」、第三章にみられる「アントノフ発言」についての解釈、第四章に示されるソ連軍の朝鮮進出についての理解などは、いずれも通説から離れるものであり、今後論議を呼ぶものと思われる。

しかし、バインズ・トルーマン外交についていえば、著者の解釈は、最近いわゆる「原爆外交」に焦点を絞る形で展開されている論議の延長線上にあるものであり、その意味では、米國における冷戦研究の新しい潮流を先取りするものであるということができる。「アントノフ発言」に関する吟味も、同発言をただちにソ連による朝鮮進攻意図の表明であると理解しすぎる通説の危険性を適切に指摘した点を高く評価することができる。同発言の真意は満州進攻作戦に呼応する「連撃行動」を米國に要請するものであったとする著者の解釈は、なお一層の検討を要するところなきにしも非ずである反面、独自の説得力をもっている。さらに、ソ連軍の朝鮮進出に関する著者の解釈も

通説の盲点をつくものであり、ロシア語の文献を駆使し、実証的に論理を展開している点は大きく評価されてよい。

独自のな解釈を提示する過程で、著者が外交的側面のみならず、軍事的側面にも多大の関心を払い、「外交と軍事とを不可分のものとしてとらえる」という総合的視角を貫徹していることも、本論文の手法上の秀れたメリットであろう。上記の新しい諸解釈はいずれもそのような努力の産物であり、とくに「アントノフ発言」やソ連軍の朝鮮進出について斬新かつ大胆な視角を提示することによって、著者は第二次大戦末期のソ連の朝鮮政策にこれまでの学界には見られなかった光を当てることに成功している。

大戦末期に行われた朝鮮分割問題に関する通説は、著者の眼からすれば、戦後における米ソ対立の急速な昂進から逆算的に理解されている部分が多すぎる。そうした「冷戦史観」からもっと解放されて、この問題は戦中および戦争終結時の文脈に沿って忠実に再解釈されるべきであるとの著者の基本姿勢に、われわれは教えられるところが多い。

しかし、「冷戦史観」からの脱却はあくまで分析の視角について要求されるものであり、事実として存在した冷戦的要素の過小評価をも許容するものではない。またそれは、事実と認識との間のギャップ、すなわち非冷戦的な現実や政策とは異なる冷戦的な認識の存在の否定を許容するものでもないであろう。たとえば、著者は三八度線設定についての米国政府の公式

的説明を厳しく批判するあまり、「ソ連軍はまだ朝鮮に進入していなかった」という事実を過度に強調し、そこからあまりに多くの結論を導き出してはいないであろうか。

事実が著者の指摘する通りであるとしても、米国陸軍省内にソ連軍の進攻能力への過大な評価が存在し、東ヨーロッパ地域に対するソ連の政策に対する不信任感から、ソ連軍の朝鮮進入以前に三八度線を設定することによって「ソ連軍が朝鮮全土を席卷するのを阻止す」べきであるとの結論が生れていた可能性は否定できないであろう。また、実際に、三八度線の設定がなければ、ソ連軍は米軍の進駐以前に南朝鮮の大部分を占領しえたかもしれないのである。このような観点からみるとき、「ソ連軍の朝鮮進入以前に浮上した三八度線が……清津地区をほぼ占領し終えた八月一五日の時点でも修正されることなくソ連側に提示された事実、本来この線がソ連軍の進出問題と、まったくとはいえないまでも、少なくとも直接的には関係なく考案されたことを物語るといえる」という著者の主張は過度に陥りすぎてはいないかとの疑問も出よう。さらに、本論文の全体的構成との関連からすれば、米ソの分割占領が半島の永続的分断へと進展する過程についての検討も、著者今後の研究課題として残されているといわねばなるまい。

以上述べたごとくに、本論文に一層の註文をつけようと試みるとすれば、その余地はいくつか考えられよう。だがしかし、それは甕を得て蜀を望むものであろう。それら諸点の存在は、時

期的にも資料的にも解明のきわめて困難なこの問題に対する著者の長期にわたる研究者的情熱の展開の、この意欲的かつ独創的な結実の意義を決して減殺するものではない。著者は晩学であるにもかかわらず、軽々な妥協を排して真実を究明する努力に徹しようという鋭角的な学問的姿勢を、いつまでも失っていない。その将来にはさらに大いなる発展が期待されることを、この論文は十分に示している。われわれは一致して、本論文が吳忠根氏に法学博士（慶應義塾大学）の学位を授与するに相応しいものであると結論する。

一九八四年二月一五日

主査	慶應義塾大学教授	法学博士	神谷不二
副査	慶應義塾大学教授		池井優
副査	慶應義塾大学教授	法学博士	山田辰雄